

新型インフルエンザ流行時における業務継続計画

1 はじめに

上水道事業・工業用水道事業は市民生活や企業活動に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、新型インフルエンザの大規模流行時等においても給水の安全性・安定性を確保しなければならない。したがって、罹患等により相当数の職員が出勤不可能となる場合にあっては、水道事業の維持に必要な人員を確保するために、業務の絞り込みを行い、不急の業務を縮小・中断することにより、人的資源等を必要業務に集中させる必要がある。

本計画は、「足利市水道事業新型インフルエンザ対策行動計画（以下、「行動計画」という。）」に基づき、ライフライン機能の維持及び公営企業の運営に最低限必要な業務を選定し、優先業務に従事する要員を確保するための基本方針について定める。

なお、本計画の内容は、行動計画の見直しや社会情勢の変化に併せて適宜修正することとする。

2 罹患状況等の想定

本計画の策定にあたって、新型インフルエンザ流行時における職員の罹患状況等を以下のとおり想定する。

(1) 職員の欠勤率

厚生労働省の定める「新型インフルエンザの流行シナリオ（以下、「流行シナリオ」という。）」によると、全人口の20%から最大で30%の罹患が見込まれている。本計画においては、職員本人が罹患する場合のほか、罹患した家族の看護やその他不測の事態により**最大で40%程度の職員が欠勤する**ことを想定する。

(2) 流行ピークの期間

流行シナリオでは、新型インフルエンザの流行は19週間（約5か月）継続し、流行開始から9週目でピークを迎えると見込まれている。また、流行シナリオにおける個人の入院期間は約5日間として想定されていることから、本計画では、新型インフルエンザの流行がピークを迎える期間（職員の欠勤率が40%となる期間）を、ピーク週とその前後数日を含めた**約2週間**として想定する。

なお、欠勤率40%時における各課の出勤可能人数は表2-1のとおりである。

表 2 - 1

	職員数 (工水職員含む)	欠勤者数 (全体の40%)	出勤可能 人数見込
企業経営課	21名	8.4名	12名
水道施設課	24名	9.6名	14名
合計	45名	18名	26名

※1 企業経営課の職員数には上下水道部長を含む。

※2 職員数には、補助・嘱託職員を含む。

3 優先業務の選定

(1) 基本的な考え方

優先業務の選定にあたっては、行動計画に基づき「浄水場等施設の運転管理業務」を最優先事項(優先度A)とする。その他の業務については、表3-1に掲げた基準に基づき優先業務の絞込みを行う。

表 3 - 1

優先度	判 断 基 準
A	ライフライン機能維持のために最優先すべき業務
B	新型インフルエンザの流行ピーク時においても可能な限り継続すべき業務(ただし、優先度Aの業務継続に支障が生じる状況になった場合は縮小・中断等を行う。)
C	上記以外の業務

(2) 優先業務選定リスト

表3-1の基準に従い、表3-2のとおり優先業務の選定及び業務継続に必要な最小人員の検討を行った。

表 3 - 2

優先度	業 務 内 容	必要 人員	所管課
A	浄水場等施設の運転管理・集中監視業務	2.0人	水道施設課
A	施設管理業務委託（夜間・休日）に関する業務 ○浄水場等施設の運転管理・集中監視業務 ○施設の巡視	1.0人	水道施設課
A	水質の毎日検査に関する業務	1.0人	水道施設課
A	新型インフルエンザ対策業務 ○市対策本部・関係機関等との連絡調整 ○部内職員の配置換え及び兼務併任辞令の発令 ○新型インフルエンザ関連の緊急広報 ○職員・来庁者等への新型インフルエンザ感染防止対策の実施	1.0人	企業経営課
B	庶務・総括に関する業務 ○部内の調整 ○職員の人事給与に関すること ○労働関係の調整に関すること	1.0人	企業経営課
B	公営企業の財政に関する業務 ○予算の調整及び決算に関すること ○企業債の借入れ及び一時借入金に関すること ○予算の執行管理・流用等に関すること	2.0人	企業経営課
B	出納に関する業務	1.0人	企業経営課
B	入札・契約に関する業務	1.0人	企業経営課
B	工事検査	1.0人	企業経営課
B	窓口業務等委託に関する業務 ○開閉栓業務 ○水道料金・工業用水道料金に関する業務 ○窓口受付及び料金の出納等に関する業務 ○検針関係業務	1.0人	企業経営課
B	給・排水工事にに関する業務 ○給・排水工事の受付・審査・指導等に関すること ○道路占用等許可申請に関すること ○給・排水工事にに関する収入の調定・請求	1.0人	企業経営課

B	給水装置指定工事事業者に関すること ○指定工事事業者の指定に関すること	1.0人	企業経営課
B	工務部門の総合調整・監督 ○水道技術管理者の業務に関すること	1.0人	水道施設課
B	配水管路の維持管理	4.0人	水道施設課
B	配水管工事にに関する業務 ※配水管新設・布設替工事等については、感染拡大における工事の遅れが予想されることから、工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等について検討する。また、請負業者との連絡が不通となる可能性があることから、連絡体制について整備をする。 ※他事業（区画整理、公共下水道工事等）関連の工事については、施工に遅延が生じないよう担当者間の連絡体制を十分に整備する。	3.0人	水道施設課
B	水道施設に関する業務 ○施設の巡視 ○重要性の高い施設改良工事	2.0人	水道施設課
B	工業用水道施設の維持管理 ※職員の適正配置及び委託業者との連絡調整を図り、工業用水供給を可能な限り継続する。ただし、上水道の施設運転管理に支障が生じる状態となった場合は、工業用水道ユーザーと調整のうえ給水制限・停止等の措置を行うこととする。	1.0人	水道施設課
B	水質検査関係業務	1.0人	水道施設課
C	上記以外の業務	—	—

次に、表2-1に示した新型インフルエンザ流行ピーク時の出勤可能職員数見込みと、表3-2に示した優先度A・Bの業務を継続するために必要な人員を比較した。その結果は表3-3のとおりである。

表3-3

	流行ピーク時の 出勤可能職員数見込 (a)	優先業務継続に 必要な最小人員 (b)	(a) - (b)
企業経営課	12名	10名	+2名
水道施設課	14名	16名	-2名
合計	26名	26名	±0名

表3-3に示したとおり、新型インフルエンザ流行ピーク時期であっても、業務の絞込みを行うことで最低限必要な人員を確保することができると予想される。

ただし、水道事業の業務は季節性・突発性を有するものも多く、以下に掲げるような点に留意する必要がある。

- ①突発的な事故・事案への対応が発生する可能性があること。特に水道施設課においては、漏水や濁水、施設・設備の故障などが発生した場合、人員に不足が生じる可能性が高いと考えられる。
- ②業務によっては通常時と繁忙期の業務量に大きく差があること。
- ③本市のような中規模事業体にあつては、各業務を1名または少人数で担当していることが通常である。そのため、課単位においては必要な人員数を満たしている場合であっても、特定の職員が罹患することで、その職員が主に担当していた業務の継続が困難になる可能性があること。また、ある職員が担当していた業務を別の職員が行うことで、業務の執行に遅延等が生じる可能性があること。

4 要員の確保

(1) 基本的な考え方

- ・代替要員については、原則として課内で確保する。
- ・各課内で対応できないと判断される場合は、水道部局内で調整のうえ確保する。
- ・水道部局内で対応できないと判断される場合は、業務の内容及び必要とする応援体制について取りまとめ、市長部局で設置する新型インフルエンザ発生時業務継続会議と協議を行う。
- ・要員不足に伴い新たに配置する職員については、必要に応じて兼務発令等を行う。また、対象となる職員が市長部局等の職員である場合は、人事課に対して併任を要請し、併任発令を行う。

(2) 施設運転管理要員の確保

本市における浄水場等施設の運転管理体制は以下のとおりである。

- ・施設運転管理業務は、施設担当職員が対応を行っているが、夜間・休日については、業務委託により外部委託職員2名が対応を行っている。
- ・市内浄水場等施設の運転状況については、南部浄水場集中監視設備において遠隔監視を行っている。

運転管理要員の確保にあたっては、原則として水道部局内で対応するほか、水道施設管理業務を委託している業者に対して、運転管理要員や突発的な事故・事案に対応する人員を確保するよう要請し対応する。

また、水道部局内及び水道施設管理業務を委託している業者での対応が困難な場合は、別の専門業者または他事業体への応援要請を検討する。

(3) 布設工事監督者の確保

配水管工事の施行にあたっては、水道法に定める布設工事監督者の資格を有する者を配置する必要があるため、庶務担当及び建設担当はあらかじめ有資格者のリストを作成し、布設工事監督者の確保に支障が生じないように対策する。

5 指揮命令システムの明確化

- ・決裁権者が不在となった場合は、「足利市事務決裁規程」の規定に基づき代決等の措置を行う。
- ・水道技術管理者及び企業出納員は、自身が罹患等によって不在となった場合の対応についてあらかじめ定め、関係職員へ周知を図る。